

令和3年度 6月補正予算(その3)の概要

1 補正予算のポイント

- 新型コロナウイルスワクチンの個別接種をさらに促進するために、接種回数と接種を実施する医療機関の増加を支援する。
- 「三重県まん延防止等重点措置」による要請等が延長されたことに伴い、ご協力いただく事業者への協力金を増額する。

2 補正予算の規模

(単位：千円、%)

	補正前 A	今回補正額	補正後 B	伸び率 B/A
一般会計	812,466,881	8,928,315	821,395,196	101.1%
特別会計	314,590,179	-	314,590,179	
企業会計	60,912,448	-	60,912,448	
合計	1,187,969,508	8,928,315	1,196,897,823	100.8%

※補正後予算額は過去最大規模となる。

3 歳入の主要点

- 新型コロナウイルスのワクチン接種の促進については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用する。
- 時短要請に伴う協力金については、特別枠を含め新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する。

(歳入の内訳)

(単位：千円)

項目	補正額
国庫支出金	8,928,315
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	6,641,010
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	1,623,705
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	663,600
合計	8,928,315

(参考1)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の推移

※県が取り組む新型コロナ対策に広く活用できる交付金

(単位：百万円)

R2	R3	現計	今回予算額	累計額
22,007	27,091	20,450	6,641	49,098

(参考2)新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の推移

※県が取り組む感染拡大防止と医療機関・介護施設等の体制整備等に活用できる交付金

(単位：百万円)

R2	R3	現計	今回予算額	累計額
46,161	38,132	36,508	1,624	84,293

※ それぞれの金額を四捨五入しているため、各表の合計等が合わない場合があります。

4 歳出の主要点

【県民の命を守り抜く感染拡大の防止】

①新型コロナウイルスワクチン接種の促進（医療保健部） 16億2,370万5千円

【新規】新型コロナウイルスワクチンの個別接種をさらに促進するため、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、一定の接種回数を実施した診療所等に対して支援金を交付する。

（i）診療所の接種回数の底上げ 10億5,000万円

- ・7月末までに週100回以上の接種を4週間以上実施 2,000円/回を支援
 - ・7月末までに週150回以上の接種を4週間以上実施 3,000円/回を支援
- ※現行の接種費用の原則2,070円/回とは別途で交付

（ii）接種施設数の増加 2億円

- ・医療機関（診療所・病院）が50回以上/日を実施 10万円/日を支援

※（i）との重複支給は不可

（iii）病院における接種体制の強化 3億6,370万5千円

- ・7月末までに50回以上/日の接種を週1日以上かつ4週間以上実施 医師・看護師等の経費を支援

【安全安心な暮らしの再構築】

②生活の自立に向けた新たな支援金制度の創設（子ども・福祉部） 6億6,360万円

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に伴い、緊急小口資金等の貸付が限度額に達している世帯等のうち、一定の要件（収入・資産額）を満たすものに対し、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（仮称）」を支給するために必要な費用を補助する。

【地域経済の再生】

③時短要請等に伴う協力金（雇用経済部） 66億4,101万円

（i）20時までの営業時間の短縮要請等に応じた県内飲食店に対する協力金

- ・協力金総額：55億950万円
- ・対象期間：6月1日～6月20日
- ・対象：6,984者（重点措置区域3,450者、重点措置区域以外3,534者）

(ii) 20時までの営業時間の短縮要請に応じた大規模な集客施設等に対する協力金

- ・協力金総額:8億800万円
- ・対象期間 6月1日~6月20日
- ・対象:重点措置区域(12市町)内にある大規模施設等(403者)、
テナント等(1,410者)

(iii) 酒類販売事業者等に対する支援金

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業等の影響を受けている県内の酒類販売事業者等に対して支援金を支払う。

- ・支援金総額:1億2,700万円
- ・対象者 :休業要請又は酒類の提供停止を伴う時短要請を受けた県内外の飲食店等と酒類納入等の取引のある県内の酒類販売事業者等(酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者。750者)
- ・支給要件:令和3年6月の売上の減少率が、前年又は前々年同月比で30%以上50%未満であること。(50%以上減少している場合は、国の月次支援金の対象)
- ・支給金額:1事業者あたり、中小法人等は20万円、個人事業者等は10万円を上限に売上減少額を支給

(参考3)新型コロナウイルス感染症対策事業の予算累計

(単位:百万円)

R元	R2	R3	現計	今回予算額	累計額
420	95,504	83,607	74,678	8,928	179,531

今後も状況を注視しながら、緊急度に応じて必要な対策を順次実施。